

千葉県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年8月3日

千葉市長 神谷俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 たすけあいの会たんぽぽ	千葉県美浜区磯辺 1-9-12	特定非営利活動法人 たすけあいの会たんぽぽ	千葉県美浜区磯辺 1-45-7	令和5年6月30日
社会福祉法人生活クラブ	千葉県佐倉市山崎 字石井戸 529-1	生活クラブ風の村 デイサービスセンター稲毛	千葉県稲毛区 園生町 1107-7	令和5年6月30日